財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
249	地域	10	とやま地域共生型福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大きいことから、介護報酬上、「地域共生加算（仮称）」の創設を求める。	1回目	厚生労働省 老健局 振興課	介護保険法	C		介護報酬は、国費や2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるもの。介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることは、そもそも馴染まない。		c	・障害福祉サービスの基準該当生活介護は、指定通所介護を提供することとされており、財源の出所を問わず、介護保険と同様の報酬体系とすべきであることから、既存の制度設計上生じている報酬差を合理的配慮として介護報酬又は給付金（税金）で埋めるものとして地域共生加算（仮称）を創設することとしたものである。言い換えれば、障害者の指定事業者が基準該当で高齢者を受け入れた場合（基準該当単価なし）と、逆に介護保険の指定事業者が基準該当で障害者（児）を受け入れた場合とで、サービスの報酬に差が生じていることは合理的な配慮に欠けていると言うべきである。 ・介護保険の指定（小規模型）通所介護の単位数は、要介護5は1,395単位、要介護1でも809単位と、同じ指定通所介護を提供する基準該当生活介護の722単位を大きく上回っている。基準該当生活介護の利用者が65歳になれば、介護保険が適用され（指定通所介護の利用となり）報酬が大きく上昇することになるが、65歳前後でサービスの質が何ら変わるものでないため、地域共生加算（仮称）の創設によって制度間のギャップを埋めるべきと考える。 ・近年、高齢者の利用が依然として主であるものの、富山型デイ事業所における障害者（児）の利用ニーズが増加しており、それが上記の報酬差から事業所運営を不安定にしている。このまま地域のニーズに応えれば、サービス提供が成り立たなくなる懸念があり、富山県が目指す身近な地域での共生（富山型デイサービス事業所数H28:140箇所、H33:200箇所）の実現が極めて困難となる。そこで、障害福祉サービスの報酬あるいは介護報酬において地域共生加算（仮称）を創設することにより、富山型デイ事業所の運営安定化だけでなく、富山型デイに取り組む高齢者デイ事業所の拡大を図るべきと考える。 ・特区制度は地域限定的な特例でもって活性化等を図るものであり、従来からの制度の改善を図るものとして提案しており、従来の制度が馴染むように運用の改善を図るべきと考える。 ・基準該当事業所として障害福祉サービスを提供する事業所は、介護保険制度において指定を受けた事業所であるが、当該事業所が提供するサービスは障害者（児）に対する障害福祉サービスであるという実態がある。こうしたことから、本提案は、老健局のみに検討を求めるものではなく、老健局と社会・援護局（障害福祉課）が制度上の枠組みを越えて連携、対応することを求めるものなので、この提案趣旨を十分に踏まえ、厚生労働省としての見解を示されたい。		・厚生労働省から、障害福祉サービス等に係る報酬については、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区において限定的に特例を認めることはなじまない、との見解が示されており、協議を継続しても同様の議論の繰り返しとなるため、今回の協議の中で結論を得ることは困難であることから、一旦協議を終了する。	Ⅳ
											2回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省老健局振興課		C		障害福祉サービス等に係る報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、他の地域との公平性の観点から、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることは、そもそも馴染まない。		c	・この提案は、富山型デイサービス事業所の人的資源を最大限に活用した、富山県独自の地域活性化の取組であり、特区制度に馴染むものとして提案しており、財政上の支援措置が認められるべきである。既存の制度や枠組みでは対応しにくい提案を活かすため、特区制度が設けられていると考えており、運用面で配慮願いたい。 ・障害福祉サービス（生活介護）の利用者が65歳になって介護保険サービス（通所介護）を利用する場合、介護報酬に差が生じるという制度間のギャップを埋めようとする提案であるから、特区にこだわるものではなく、むしろ全国展開が望ましいものと考える。そもそも、加齢に伴う老化メカニズムやその進行は個人差があるにもかかわらず、なぜ「65歳以上」の高齢者が第1号保険者なのかという疑問が存在するが、地域共生加算（仮称）を創設することによって（制度間のギャップがなくなり）実質的に問題が解消される。 ・この提案は、障害福祉サービスと介護保険サービスの枠組みを越えて連携、対応することを求める趣旨であることから、引き続き相談させていただきたい。			Ⅳ
250	地域	10	とやま地域共生型福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当事業所は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合、基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施される送迎を除き、報酬上の加算が適用されていない。そのため、送迎に係る加算だけでなく、指定障害福祉サービスで適用されるその他の加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		基準該当サービスの報酬について、定員超過の場合や人員欠如の場合の減算も特例として設けていないにも関わらず加算の算定のみを認めることは、報酬算定の構造上から指定事業者との公平性を欠くものであり適切でない。そもそも、基準該当サービスは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所で市町村が認めたものにつき、特例的に給付費が支給される仕組みであるため、指定基準を満たした上で、追加の支援や質の高い事業者を上乗せして評価するものである加算の算定は制度上なじまないものである。		c	・富山型デイ事業所が基準該当障害福祉サービスを提供するとは言え、決して指定事業者と比べてサービスの質が劣るものではない。これは、富山型デイ事業所において、障害者（児）の利用者数が増えている（利用者に選択されている）ことから明らかである。また、富山県が求める加算は、資格要件を必要としないものに限っている。 ・基準該当障害福祉サービスは、地域に指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者が存在するという現実の下に提供されている。富山型デイ事業所は、指定障害福祉サービスを補完しているため、指定障害福祉サービス事業所と同様の措置等があってしかるべきである。したがって、加算のみを提案しているものではなく、合理的な配慮を求めている。その上、富山型デイ事業所は、特区における規制の特例措置（地域共生型障害者就労支援事業）と相まって障害者の居場所確保に重要な役割を果たしていることから、地域共生の実現（富山型デイ事業所における福祉的就労者数H28:50人）のためには、規制の特例措置と併せ、加算適用拡大を措置し、施設外就労先となる富山型デイ事業所数を増やすことが必要である。		すでに特区において実施されている規制の特例措置（地域共生型障害者就労支援事業）にも密接に関連し、富山型デイ事業所の整備・活用の促進により、障害者の雇用の機会の更なる拡大につなげるためにも、加算のみに拘ることなく、提供するサービスの実態に合わせた対応を求めるものであり、厚生労働省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。自治体は、求めている「合理的な配慮」に関し、規制緩和の可能性も含め、より具体の提案について検討すること。	Ⅳ
											2回目			C		基準該当障害福祉サービスは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所で市町村が認めたものにつき、特例的に給付費が支給される仕組みであるため、指定基準を満たした上で支給される給付費と同様の扱いをすることはなじまない。 算定が認められている食事提供体制加算は、障害者自立支援法施行前の制度を踏まえて利用者保護の観点から経過的な措置として設けているものであり、送迎加算は基準該当事業所も含めて基金事業として実施していたものを報酬としたものであり、他の加算と同列に議論することは適切でない。 なお、地域の特性等もあることから、サービスの質と利用者数の推移については、必ずしも相関性があるとはいえないものである。		c	・特区制度は、地域の特性等を踏まえて、地域の実情に応じた創意工夫ある取組の普及促進を目的としていることから、特例的に給付を認めることも差し支えないと考える。 ・厚生労働省では、高齢者、障害児者、子どもがともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う、富山型デイサービスのような「共生型福祉施設」の効果・効用を認め、その設置を推進しているが、指定障害福祉サービスとしての基準を満たさないものとして基準該当障害福祉サービスに加算を認めない姿勢は、障害者の地域移行、あるいは地域定着の阻害要因となりかねない。 ・今回の見解では、共生社会の実現には繋がらないため、引き続き相談させていただきたい。		・厚生労働省から、基準該当障害福祉サービスに係る給付費について指定基準を満たした上で支給される給付費と同様の扱いをすること、また、加算の適用拡大について、食事提供加算や送迎加算とは創設の経緯が異なり、同列に議論することは適切ではない、との見解が示されているが、加算に係る既存制度では不十分である理由、加算の拡大の必要性等について、特区における現状を踏まえたデータを示した上で更なる協議を行う必要があり、これについて今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了する。 また、指定自治体においては、規制の提案の可能性も含め、再検討すること。	Ⅳ